

「地方創生臨時交付金(重点支援地方交付金)」による燃料高騰対策支援制度 (兵庫県下)

令和6年4月19日現在

兵ト協調へ

| 自治体名 | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 | 事業の対象 | 補助単価・補助率等 | 申請期間 |
|-------|---------------------------|---|---|---|----------------------------|
| 西宮市 | 西宮市トラック運送事業者燃料高騰対策補助金交付事業 | 中小貨物自動車運送事業者の事業継続を支援 https://www.nishi.or.jp/jigyushajoho/sangyoshinko/kobo/truck.html | 西宮市内に営業所がある一般貨物自動車運送事業を営んでいる中小企業者等 | 車両数×7,000円 | 令和5年10月2日～令和6年1月31日 終了 |
| 川西市 | 令和5年度川西市原油等高騰対策中小企業支援金 | 長引く原油などの価格の高騰による影響を受ける中小企業者に、燃料油(ガソリン、軽油、灯油、重油)、電力、ガスに係る経費を対象とした支援金を交付し、事業活動の継続支援 https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/syokogyo/1017498/1010183/1018245.html | 市内に事務所または事業所を有し、かつ市内で事業を継続する意思を有する中小企業者 | 業務を行う上で使用した光熱費(電気代、ガス代)及び燃料費(ガソリン、軽油、灯油、重油)で、令和5年1月から9月までの間の任意の1月間に購入した金額の合計額の20%に6を乗じた金額 上限:40万円 下限:5千円 | 令和5年11月1日～ 12月28日 終了 |
| 宝塚市 | 宝塚市エネルギー価格高騰対策支援金 | 原油価格・エネルギー価格等の高騰の影響を受けている市内事業者の事業継続支援を目的に、支援金を支給 https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kanko/1009616/1054703/index.html | 市内に事務所、営業所、店舗等を設置している中小事業者、個人事業主 | 市内の事業所で業務を行うために使用した、LPガス及びガソリン・軽油・灯油・重油で、令和5年1月から9月までの任意の連続する3ヶ月間に購入したもの 1ヶ月の平均購入額(連続する3ヶ月の購入額の平均) 150,000円以上～200,000円未満 80,000円 200,000円以上～300,000円未満 100,000円 300,000円以上～400,000円未満 150,000円 400,000円以上 200,000円 | 令和5年11月1日～ 12月28日 終了 |
| 加西市 | 加西市原油価格高騰対策支援金(下期分) | 原油価格の高騰による影響を受け厳しい経営状況に直面している市内事業者の事業継続を支援 https://www.city.kasai.hyogo.jp/soshiki/20/40074.html | 市内に事業所を有し、事業を継続している中小企業者 | 令和5年7月から12月に市内の事業所において業務を行う上で使用した光熱費(電気代、ガス代)及び燃料代(ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代、混合油代)のうち任意の3ヶ月の合計額支援対象経費の20% 上限:30万円 | 令和5年12月4日～令和6年2月29日 終了 |
| 太子町 | 太子町エネルギー価格高騰対策支援金 | エネルギー価格等高騰の影響により、事業における経費が増大し、経営に大きな影響を受けている町内中小事業者等に対し、太子町商工会と連携して、支援金を交付 https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/soshikikarasagasu/keizai/syokouroudou/5876.html | 令和5年4月1日時点において、町内に本店を有する、中小企業基本法に基づく中小企業である法人又は町内に主たる事業所等を置く個人事業主及び特定非営利法人で、令和5年1月から令和5年8月までの任意の2か月間に、太子町内の事業所等で使用したエネルギー経費(注1)の合計額が25万円以上である者 注1…エネルギー経費は、ガソリン代、重油代、軽油代、灯油代、都市ガス代、プロパンガス代、電気代等で、町内の事業所で事業用に供したものであること | 令和5年1月から令和5年8月までの任意の2か月間に、太子町内の事業所で使用したエネルギー経費の合計額の30%以内 法人 7.5万円(下限)～20万円(上限) 個人 7.5万円(下限)～10万円(上限) | 令和5年9月1日～ 12月28日 終了 |
| 加東市 | 原油価格等高騰経済対策補助金 | 原油価格や物価の高騰による地域経済への影響に対応するため、事業活動において使用する燃料費(ガソリン・軽油・重油・灯油)及び光熱費(電気代・ガス代)を補助し、事業継続の支援を図る https://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/sanyoushinkoubu/shokokankoka/news/14156.html | 中小企業基本法第2条第1項各号に該当し、市内に事業所を有する中小企業者 | 令和5年1月から12月までの任意の3ヶ月分の光熱費と燃料費の合計額の20% 上限 50万円 | 令和5年8月1日～令和6年1月31日 終了 |
| 丹波篠山市 | 令和5年度 丹波篠山市自動車運送事業者支援金事業 | 原油価格高騰の深刻な影響を受けて経費の増大に苦慮している市内自動車運送事業者に対し、自動車運送事業者支援金を支給 https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/shokokankoka/hojokinntou/23130.html | 市内に事業所を置き、令和6年1月1日時点で下記の事業用車両を市内に配置する中小企業者・個人事業主のうち、今後も事業を継続する予定の者 | 普通貨物自動車 30,000円/台 小型貨物自動車 20,000円/台 軽貨物自動車 10,000円/台 他 バス、タクシーも支援あり | 令和6年2月29日 必着 終了 |

※ 詳細は各自治体のホームページをご確認ください

| 自治体名 | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 | 事業の対象 | 補助単価・補助率等 | 申請期間 |
|------|----------------------------|---|---|---|---------------------------------|
| 丹波市 | 丹波市中小企業者物価高騰対策支援金 | 原油価格や原料、材料、仕入物品などの物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面されている市内事業者の事業継続を支援 https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/shokoshinko/ka/gyomuannai/3/3/1/3825.html | ①から③までのすべてに該当する中小企業者 ①令和5年の「売上原価」と「経費」の合計額が360万円以上であること ②令和5年の「売上総利益率(粗利率)」または「営業利益率」が、前年(令和4年)または前々年(令和3年)と比較し、 10%以上減少 していること ③法人:丹波市内に本社本店を有すること 個人:市内に住所を有することまたは市外に居住し市内のみに事業者を有すること | 一律 10万円 | 令和6年 2月22日 ～令和6年 7月31日 |
| たつの市 | たつの市運送事業者等臨時経済対策事業 | 燃料高騰による運送事業者等の事業活動に及ぼす影響の軽減を図り、事業継続を支援するため、「たつの市運送事業者等臨時経済対策事業補助金」を交付 https://www.city.tatsuno.lg.jp/shoukou/unsoujigyosytourinikeizaitaisakujigyo.html | 次の(1)から(4)の全ての要件を満たす事業者の方 (1)中小企業基本法に規定する中小企業者 (2)たつの市内に主たる事業所を有し、今後も事業を継続する意思を有している事業者 (3)貨物自動車運送事業又は自動車運転代行業を営む事業者 (4)たつの市暴力団の排除に関する条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でない事業者 | 車両1台につき 20,000円(上限100万円) | 令和6年 4月1日 ～令和6年 9月30日 |
| 佐用町 | 佐用町商工業者物価高騰対策支援金 | 原油価格や物価の高騰により影響を受ける地域経済への支援として、町内の中小企業者を対象に事業継続の支援を図る https://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=9570 | ①令和6年1月1日以前から商工業を営み、今後も事業を継続する意思がある町内中小企業者のうち、原油価格や物価高騰の影響を受けた事業者 ②個人事業者は、補助対象となる事業収入が主たる収入であること | 1事業者 50,000円 | 令和6年 4月15日 ～令和6年 6月28日 |
| 西脇市 | 西脇市中小事業者物価高騰対策事業(令和5年度下期分) | 物価高騰による影響を受け経営環境が悪化している中小事業者の事業継続を支援するため、光熱費及び燃料費(下期分)の一部を補助する https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogonai/sangyoukatsuryokusaiseibu/syoukourouseika/koyosangyosinko/syoukoshinko/syoukousinkou/27726.html | 市内に事業所を有し、事業を継続している中小企業者 | 令和5年7月から12月までの任意の3ヶ月分の光熱費と燃料費の合計額の20%(3ヶ月の合計額が30万円以上となる場合が対象) 上限 30万円 | 令和6年 1月16日 ～令和6年 5月31日 |
| 三田市 | 三田市小規模事業者物価高騰対策助成金(第二次) | 原油価格や物価高騰に伴う各種原材料費等の上昇により、厳しい経営状況に直面している小規模事業者に支援する https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/18/hojo_isei/26706.html | 市内において事業実態のある小規模事業者(運輸業:常時雇用する従業員数 20人以下) | 従業員数 5人以下 20,000円 6人以上10人以下 30,000円 11人以上20人以下 50,000円 | 令和6年 3月29日 ～令和6年 7月31日 |
| 姫路市 | 姫路市トラック運送事業者燃料価格高騰対策支援金 | 今般の燃料油価格高騰の影響を大きく受ける姫路市内の中小トラック運送事業者に対し、事業活動への影響を緩和し、事業継続を支援 https://www.hyotokyo.or.jp/news/member-public/17122.html | 姫路市内に本社(個人事業主にあつては主たる事業所、中小企業団体にあつては主たる事務所)と、営業所を置いている一般貨物自動車運送事業者 | 車両数 × 6,000円 | 令和6年 5月17日 ～令和6年 7月16日 |